

訪問看護ステーション てって  
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条

合同会社 AITO が開設する訪問看護ステーション てって (以下「事業所」という。) において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 (以下「看護職員等」という。) が、主治の医師が必要を認めた対象に対し、適切な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション てって
- (2) 所在地 愛知県春日井市出川町8丁目17-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び、事業の利用の申し込みに係る調整、事業の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たる。
- (2) 看護職員等 2.5名以上(常勤換算)  
看護職員は、主治医の指示に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画書を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

## 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 営業時間と同じとする。
- (4) 時間外は要相談とする。

(事業の内容)

## 第6条

事業の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的として、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

(サービス内容)

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・沐浴等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ カテーテル等の管理
- ⑧ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

## 第7条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - (1) 実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり100円を徴収する
- 3 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 事業の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

#### 第8条

通常の実業の実施地域は、春日井市、小牧市、名古屋市守山区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

#### 第9条

- 1 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

#### 第10条

ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ①ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する留意事項)

#### 第11条

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制についても整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社A I T Oと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

#### 第12条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。